

Title	アラブ世界におけるセキュラリズムの進化： エジプトとチュニジアのケーススタディ
Sub Title	The evolution of secularism in the Arab world : a case study of Egypt and Tunisia
Author	大隼, エヴァ・ハッサン(Ohbaya, Eva Hassan)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2023
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション (Keio University Hiyoshi review. Language, culture and communication). No.55 (2023. ) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20231231-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20231231-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# アラブ世界におけるセキュラリズムの進化： エジプトとチュニジアのケーススタディ

大隼 エヴァ・ハッサン

## 1. はじめに

本稿では、セキュラリズム——政治と宗教の分離——がアラブ世界においてどのように実現、あるいは非実現されているのかについて考察する。セキュラリズムとは、国家が宗教的権威から一定の距離を置き、政策や行政機関の運営を促進する概念である。多くの西洋諸国ではこの原則が広く受け入れられているが、アラブ世界ではこの状況が一様ではなく、多様な実態が見られる。

宗教と国家の関係及びその密接度は、国によって異なる。例えば、その密接度が高い国としてバチカン、イラン、そしてサウジアラビアが挙げられる。一方、チュニジアのように公然とシャリーアを放棄し、セキュラリズムを取り入れる動きを見せる国もある。さらにエジプトでは、法体系は成文法を主体としているものの特定の領域、例えば家族法などにおいてはシャリーアが採用されるという、複合的なアプローチをとっている。このような多様性は、アラブ世界におけるセキュラリズムが単一の形態に収まるものではなく、またセキュラリズムの概念や実践において地域や文化に応じた独自のアプローチが必要であることを示している。

このような背景を考慮に入れ、本稿ではチュニジアとエジプトをケーススタディとして取り上げ、これらの国におけるセキュラリズムの取り組みとその限界、そして今後の可能性について考察することで、アラブ世界におけるセキュラリズムの複雑な現状と今後の展望を明らかにすることを目的とする。本稿は、以下の構成で展開される。

第2章では、アラブ世界の宗教的・政治的ダイナミクスをめぐって、エジプトにおけるイスラーム復興運動の影響と宗教と政治の関係性を考察する。また、アラブの春に伴う意識の変動やイスラームからの距離化の現象を説明し、現代のイスラーム復興の動向を考察する。第3章では、アラブ地域の政教関係について、特にエジプトとチュニジアのセキュラリズムの認識を概説する。大統領の考え方、また憲法にどのように宗教的な要素が反映されているのか、特にチュニジアのイスラーム主義者の態度変化を考察する。そして、セキュラリストとイスラーム

主義者の対立とその背景を分析する。第4章では、セキュラリズムと極端な立場にあるシャリーアの間関係を探求する。シャリーアが法として採用された際の問題点を分析し、冒涇罪とその具体的な適用事例を詳述する。第5章では、総括として、社会的意識変革を促進するためのセキュラリズムの役割と取り組みについて考察する。

## 2. アラブ世界の宗教的・政治的ダイナミクス：セキュラリズムとイスラーム勢力

アラブ世界の多くの国々において、宗教は個人の思考及び社会的価値観を形成する主要な要因として機能している。この強い宗教的背景のため、ヨーロッパ等で顕著に実践されているセキュラリズムを直接的にアラブ諸国に導入するのは現実的ではない。本章では、イスラーム復興<sup>1)</sup>の歴史的背景を探るとともに、エジプト社会におけるその進出と後の凋落を詳細に検討する。特に、アラブの春という地域的な変動がイスラーム復興やイスラーム同胞団の動向にどのような影響を及ぼしたのか、その要因や背後にある社会的・政治的状况を中心に考察する。

### 2.1. イスラーム復興からアラブの春へ：宗教的・政治的変遷をめぐって

アラブ世界の文化的・社会的背景を鑑みると、セキュラリズムの分析はイスラーム勢力との関連性を中心に検討する必要がある。本節では、イスラーム復興という現象の起源とその進行を探る。紙幅の都合上、全世界におけるイスラーム復興の起源と展開についての詳細な考察は省略するが、アラブ地域、特にエジプトにおけるイスラーム復興の導入とその背景に関する分析(ヨネス(ヨネス)2005)をもとに、簡潔に概説する。

1970年代、イスラーム復興運動がエジプトに浸透し始め、当時のエジプト大統領であるアンワル・サダトの支持を受ける形となった。彼は、敬虔なムスリムとしての立場から、イスラーム復興に関する議論や情報の拡散を許容した。当時の主要報道手段であるテレビ、ラジオ、新聞は国営であり、大統領の影響下にあったが、サダトはこの状況を利用し、イスラーム復興に対する認知度を向上させ、その存在をより根付かせようとした。サダト大統領のこのような方針は、イスラーム復興運動に対する支持を明確に示すものであった。復興運動の一環として、キャンプの開催も許可した。また、ナセル大統領の下で投獄されていたイスラーム復興運動の活動家たちを解放し、大学内で左翼勢力と衝突し暴力行為に及んだ活動家に対する罰も免除した。このような政策によって、イスラーム復興運動はその行動の正当性を一層強調し、国内における影響力を拡大させる基盤を確立した。この事実は、サダト大統領がイスラーム復興運動に対してどれだけ寛容であったか、またその寛容性が運動に与えた影響の大きさを明確に示し

---

1) イスラーム復興とは、ムスリムたちが一度イスラームの教義から遠ざかった後、再びその教義へと回帰し、その実践と維持に尽力する動きを指す。

ている。

また同時期、第4次中東戦争後の石油価格急騰により石油輸出国の経済が好況を迎えた結果、イスラーム復興運動に資金援助が行われるようになり、その活動がさらに活発化した。さらに、アフガニスタンにおけるソビエト連邦の共産主義への介入を受け、アメリカはソビエトの影響拡大を阻止するために、サウジアラビアとエジプトと協力して反対勢力のムジャーヒディーン（聖戦士）への支援を強化した。このこともイスラーム復興運動が国際的な支持を受ける1つの要因となった。このような国内外からの多面的な支持を背景に、イスラーム組織であるイスラーム同胞団は組織的な力を強化した<sup>2)</sup>。

さらに、組織に所属していない、同じ思考を持つ複数の個人が宗教的説教者として台頭してきた。彼らはテレビをはじめとするメディアを通じて大きな影響力を持つようになった。シェーク・シャーラーウィー<sup>3)</sup> (1911-1998) などはその代表として挙げられる。

その後、イスラーム同胞団をもとに様々な団体が派生してきた。これらの団体は「正しいイスラーム」に関する解釈の違いで対立することもあったが、基本的な目標は共通しており、互いの活動を支持し合っていた。そして相対的に、イスラーム勢力以外の政治的・社会的勢力はその影響力を失いつつあった。

一部のイスラーム同胞団のメンバーは、ナセル大統領の統治時代、ヨーロッパ、主にイギリスとドイツに亡命し、ヨーロッパを新たな拠点としはじめた。そこで独立した経済制度を確立し、さらにこれらの国の情報機関とも協力関係を築いていたとされる。このような動きは、イスラーム同胞団が国際的にも一定の影響力を持っていたことを示している。

イスラーム同胞団のメディア戦略は、情報の拡散と影響力の増大に注力していた。1980年代、彼らは自分達が出版した書籍を低価格で提供し、公共の場所や交通機関でのリーフレットの無料配布を行うことで一般市民にその考えを広めた。さらに、演説や講義などを録音したカセットテープやCDを廉価で提供し、その内容を一層広めることに成功した。くわえて、インターネットの普及とともに、デジタルメディアを通じて、特に若者を対象とした情報発信を強化し、これによりその思想や信念をより広範囲に伝えることができるようになった。

また、国内外の資金供給のおかげで、イスラーム同胞団は、国の予算削減によって生じた教育、社会福祉、国民の健康衛生の不足を補完する能力を備えていた<sup>4)</sup>。国が不十分に提供するサービスを補完することで、同胞団は多くの国民からの支持を集めるようになった。

---

2) この強化された組織は、2011年にエジプトで発生したアラブの春においても明らかになっていた。

3) シャーラーウィーは宗教の保守的な思考を持ち合わせており、彼の多くの解釈は女性の権利やマイノリティの権利に対して批判的なものであった。彼の解釈は当時は議論されなかったが、現在はしばしば物議を醸している。

4) 1992年の震災時、この能力が顕著に示された。国の対応よりも、イスラーム同胞団による迅速で組織的な救済活動が前面に出たことで、その組織力が認識されるようになった。

教育の領域でもイスラーム勢力の浸透が進行した。彼らは教師や校長の地位を占めるだけでなく、教科書の編集や学校の運営にも関与し始めた。その結果、教育内容やカリキュラムがイスラーム色の強い思想に影響を受けるようになった<sup>5)</sup>。特に、教育のイスラーム色の強化は、次世代の価値観及び思考に大きな影響をもたらしている。

エジプト社会は継続的なイスラーム勢力の影響を受け、徐々にその色彩を強くしていった。2011年に発生したアラブの春の際には、多くの宗教勢力が「イスラーム文明の回帰」というスローガンを掲げた。このスローガンは、長らくの欧米寄りのセキュラな政権からの回帰を願う多くの市民から支持を受けた。その証左として、2012年の大統領選挙では、イスラーム同胞団出身のムハンマド・ムルシーが51.5%という僅差で選出された。この投票率は、イスラーム勢力の長年の取り組み及び浸透努力を考慮すると予想外に低いと考えられる。エジプト社会における多様な意見や抵抗の存在を示しているとも言えるものの、彼の当選はイスラーム勢力の持つ影響力を明確に示したものである。

## 2.2. イスラーム復興の凋落と宗教離れへのシフト

前節では、イスラームの復興の過程を論述し、エジプト社会への浸透とエジプト人の思考の変遷をまとめた。本節では、イスラーム復興と逆の流れが生まれた経緯と、イスラーム離れの現象について論じる。

アラブの春は、アラブ世界のセキュラリズムの受容背景を形成する契機となった。2019年のArab Barometer Research NetworkとBBCの共同調査<sup>6)</sup>によると、2013年と比較して宗教への依存度が減少し、セキュラリストの比率が増加している。例えばチュニジアは2013年の14%から2019年に31%に、リビアは11%から25%に、アルジェリアは8%から13%に、モロッコは4%から13%に、そしてエジプトは3%から10%に増加した。一方、レバノンでは、宗教へのこだわりが低いと自己評価する人の割合は25%未満だった。これらのデータはアラブ世界の宗教からの距離を示しており、この傾向を社会・経済的、政治的文脈で考慮することは、アラブ世界の宗教と政治の関係の将来的な考察において必要不可欠である。

アラブの春を契機としてイスラーム勢力は一時的に台頭したが、この現象が短期的であった背後の要因は多岐にわたる。アラブ世界の多様性を考慮すると、一般的な理由付けが全ての国に当てはまるわけではない。以下では、イスラーム同胞団の浸透が特異な過程を辿ったエジプトを中心に、その後退の要因について詳述する。本同胞団の後退に関して、その要因は複雑かつ多面的であり、国際的要因、国内的要因、そして国民感情や意識の変動に起因する要因という3つの大きな視点からその背景を探ることができる。

---

5) 宗教的要素が宗教以外の科目にも取り入れられるようになり、その結果、科学的思考が後退し、教育内容における宗教的な解釈が強調される傾向が見られた。

6) 23アラブ諸国、25,000人を対象にした調査である。

国際的な要因として、サウジアラビアの政策転換が重要である。近代化を推進する新政策のもと、サウジアラビアは宗教的組織への支援を制限した。この変化は、イスラーム同胞団の資金調達に打撃を与えたと考えられる。他の外国からの資金供与は依然として存在するものの、エジプト国内での資金転送プロセスが複雑化しているため、外国から簡単に資金を受け取ることが困難となり、財政にさらなる制約がかかったと言える。もう1つの国際的要因として、ヨーロッパをはじめとした国々がテロ組織との関連性を厳しく監視し取り締まるようになり、以前のような自由な活動が制約された。

国内的要因として、イスラーム政権樹立後、イスラーム勢力の浸透が顕著となったことがある。これに対し、国民と軍が協力し政権を退陣させる動き<sup>7)</sup>があった。ムルシーの退陣後、イスラーム同胞団の活動が許可されなくなっただけでなく、かつてはサダトやムバラクの時代に穏健派とされていたイスラーム同胞団がテロ組織として認定され、組織の指導層も逮捕され、多数が投獄された。彼らは公的な場面での存在が事実上抹消されたとともに、広範な社会的敵対を受けることとなり、国内メディアの報道からも排除された。このような状況の中で、イスラーム同胞団が国民への影響を維持することは極めて困難となった。

さらに、教育カリキュラムの再構築が進められ、宗教に関する言及は宗教学の範疇に限定される方針が採られた。この取り組みに対して、弱体化したイスラーム勢力からは顕著な反発が示された。

アズハル組織をはじめとする宗教的団体が発表する論説や演説は、厳密に監視されるようになった。特に、マイノリティーに対する敵意を煽るような発言に対しては、厳格な監視・制裁が行われる方針が強化された。

最後に、国民の認識と意識の変化からの要因を考慮することも必要である。上述の国際的及び国内的要因を通じて、イスラーム同胞団の影響力が低下し、その結果、国民へのアピール能力が損なわれた。さらに、イスラーム勢力が前面に掲げた「イスラーム文明の回帰」というナラティブの理想的魅力についても、実際の運用と結果を踏まえると、その有効性や実現性に疑問が投げかけられるようになった。これは、イスラームの教えが全ての社会的・政治的問題の決定的な解決策であるという、一般的な前提の再評価を促すものとなった。この認識の転換と並行して、ヒジャーブを外すという運動も台頭してきている。ヒジャーブを着用しない女性の増加は、宗教的規範に対する従順性やその受容度が従来と異なる方向へと移行している可能性を示す指標として捉えられる。

イスラーム同胞団の影響力低下の背景には、国家の強化があることも指摘できる。歴史的視点で分析すると、イスラーム同胞団の勢力が増大した期間は、国の権威や統制が低下していた

---

7) 多くのメディアでクーデターとして報じられているが、タマッロドゥ運動はモルシーに対する不信任の表明として2200万の署名を集約したと報じられ、署名者には6月30日のデモへの参加を促していた(annahar誌2013/6/30日付)。

時期と一致することが多い。この動向は、国家が権威を再確立し、統制力を強めようとする過程として解釈できる。

### 2.3. イスラーム復興の今：エジプトを例に

本節では、エジプトにおけるイスラーム復興の現状の動向に焦点を当てる。特に、イスラーム同胞団の存在が後退した現代の文脈を踏まえ、その結果について考察する。

イスラーム同胞団の政治からの排除は、生活や教育の領域で宗教の色彩が強まることのリスクを考慮しており、多くの人々にとって肯定的な取り組みとして受け止められるかもしれない。しかしながら、この取り組みがもたらす潜在的な負の側面も無視できない。具体的には、治安の悪化と増加するテロ行為が挙げられる。これは国の財政に対して直接的な負担をもたらしている。さらに、イスラーム同胞団の排除に伴い、彼らが実施していた社会福祉や支援活動も停止された。前述したように、ムバラク政権時代には、政府が十分に提供できなかったサービスのギャップを埋める役割として本組織が社会的支援を行っていた。しかし、その活動の中断により経済的に困窮する市民の数が増加し、政府の財政へのプレッシャーも増大している。

政府はイスラーム同胞団の影響を排除するための広範な取り組みを進めているが、30年以上にわたって国内の多様なセクターへの進出を続けた、この組織を完全に排除するのは困難である。特に、教育システムやアズハルの組織などの宗教機関において、その影響は根強く残っている。このような状況は、イスラーム同胞団の影響を徹底的に排除することが困難であり、また時間が必要なことを示している。

国内メディアにおける露出は減少したものの、インターネットの多様なプラットフォームを通じた活動や発信は依然として継続されている。すなわち、デジタル空間の広がりと同様性は完全な統制を困難にしている。

ポジティブな影響として挙げられるのは、イスラーム同胞団のイデオロギー的影響力が減退した結果、イスラーム関連の公的議論が変容してきた。その言論は、以前の攻撃的なトーンから防衛的、さらには和解放的なトーンへと移行していると言える。これにより、暴力を否定し和解を促すような議論が増え、社会全体としてはポジティブな方向へと進展している可能性がある。

もう1つは、セキュラリズムやリベラル思想の台頭が見られるようになったことである。宗教的信仰はより個人の領域として尊重される傾向が見られ、背教者との決別や冒涇とされる行為に対する告発が減少している。この進展は、思想の多様性と宗教的自由の拡大を反映しており、社会的進歩として評価できる。

エジプト社会は今後、多様性を尊重し、信仰の自由を確実に保護するための施策をどのように策定するかが課題になる。異なる信仰や背景を持つ人々が共存し、相互の理解を深める環境を作るために、教育制度の改革、対話の場の提供、そして法的保護の強化など、多角的なアプ

ローチが求められる。エジプトがこれらの課題に取り組むことで、真の意味での共生社会の実現へと進むことが期待される。

### 3. アラブ世界のセキュラリズム認識：エジプトとチュニジアのケーススタディ

政教の関係性は、各国の歴史的、文化的背景に影響される。チュニジアは、西欧の定義に完全には当てはまらないもののアラブ諸国のなかでは政教分離が比較的進んでいるが、一方エジプトは、政教の関係が一定ではないグレーゾーンに位置する混合型である。本章では、これらの事例からアラブ世界の政教関係の複雑さを探る。

#### 3.1. エジプトに実現されているセキュラリズムの在り方

エジプトは、古来より政治と宗教が緊密に結びついてきた。ファラオの時代には、王は聖職者と深い関わりを持ち、神聖な存在としても崇められていた。このような歴史的背景を持つものの、現代のエジプトにおける政治と宗教の関連性は、かつてほど強くないと考えられる。現代では、政教関係は一定せず、しばしば政治的指導者の意向に影響される。本節では、エジプトにおけるセキュラリズムを憲法の視点から探求する。

エジプトのセキュラリズムは、国の指導者の立場に応じて大きく変動している。例えば、ナセル大統領の時代には、彼の非宗教的なスタンスが国民の宗教観に影響を及ぼし、宗教から距離を保つ傾向が見られた。一方、サダト大統領の時代には、彼の敬虔なイスラーム信仰が国民の宗教的意識に影響を与え、国の宗教色が強まった。また、ムバラク大統領は宗教に対する強い関心を示さなかったものの、イスラーム勢力との政治的利害を考慮して彼らの活動を大きく制限することは避けた。このように、指導者の態度が国民の宗教観に直接的な影響を及ぼしていると言える。

以下、現在のシシ大統領の政治的立場に焦点を当て、2013年及び2019年に実施された憲法改正の内容を通じてその政策方針を探る。

憲法の第2項において、シャリーアの「原則」が司法の基本的な原本として位置付けられているものの、この「原則」の詳細な定義は曖昧であった。このため、具体的な定義の明示を目的として第219項に記載がなされ、さらに第4項にはシャリーアの解釈に際してはアズハルのウラマー（イスラム法学者）の専門的見解を参照することが規定されていた。

しかし、2013年の憲法改正により、第219項と第4項は削除され、シャリーアの原則に関する解釈の権限は憲法裁判所に移行した。ただし、同裁判所はその解釈を「単一の決定的な証拠」に依存すると明言している。この方針に従えば、シャリーアの範疇の大部分が憲法上の解釈の対象から除外されることとなり、適応範囲が大きく狭まる。この改定は、シャリーアを完全に排除することはせずとも、その適用範囲を厳格に制限した点で重要なターニングポイント

と評価できる。

2012年に制定された憲法の中では、当時のムスリー大統領のもと、エジプト国民のアイデンティティーはイスラーム教と直接関連付けられて明記されていたが、2019年の憲法改正において、第47項に記載されているエジプト国民のアイデンティティーの表現は中立的なものへと変更された。この修正は、国家と宗教の関係性におけるエジプトの立場が、過去の強い宗教的色彩から、より普遍的かつ中立的なものへと変わり、また政教分離の方向へと進んでいる可能性を示唆していると解釈できる。

憲法の第11項における男女平等の明確な規定は、エジプトの法変革の中でも顕著な1つである。特に、「シャリーアが許す範囲で」という言及の削除は、男女の権利に関する見解が宗教的制約から解放されつつあることを示しており、エジプトにおける法的枠組みの中で男女の平等をより強固に保障する方向へのシフトを意味していると解釈できる。

2013年のエジプト憲法改正は、信仰や表現の自由における重要な転換点も示している。第65項で「思考及び意見の自由」を無制限に保障し、同時に預言者の冒瀆を犯罪化していた第44項を排除したことは、社会の信仰に対する開放的なアプローチの反映と考えられ、この変更はエジプトの信仰の自由と表現の自由の進展を示唆している。

過去40年にわたる宗教的な浸透は、エジプトの社会構造に顕著に影響を及ぼしている。この背景を鑑みると、シシ大統領による憲法改正の試みは一部の国民から「イスラーム教の教義に逆行するもの」と解釈され、多大な反響を生んでいる。しかしながら、これらの改正の背後には、長期間にわたる宗教的な影響へのシシ大統領の危機感が垣間見えるとも解釈できる。

現代のエジプトにおけるセキュラリズムは紛れもなく混合的な特徴を持つといえるが、先に述べた憲法改正を勘案すると、エジプトにおけるセキュラリズムのさらなる発展には一定の期待を寄せることができるであろう。

### 3.2. チュニジアに実現されているセキュラリズムの在り方

アラブ諸国における宗教の認識は、国、地域、さらには個人の間で顕著なバリエーションを示している。一部の人々は宗教を私的領域に限定すべきだと考える一方、それを生活の中心に据え、社会的、政治的、経済的な文脈においても主要な基盤として位置付けるべきとの立場をとる人もいる。特に、チュニジアにおけるセキュラリズムの発展とその歴史的背景は、このテーマを探求する上での興味深いケーススタディとなる。

アラブ諸国の中で、チュニジアは特にセキュラリズムの進展が目立つ国としてみなされる(Anderson 2017)。この傾向の根源は、1956年の独立後に就任した初代大統領ハビブ・ブルギバの政策と考えることができる。ブルギバの指導の下、チュニジアはトルコのモデルを参考に近代化の道を歩み始め(橋本2012)、その過程で宗教を公共の場から一定程度排除する動きを見せた。

ブルギバの政策は、アラブ諸国の中でも独特のものであった。チュニジアの初代大統領として、彼は政治と宗教の分離を強化するだけでなく、公的空間における宗教の存在を積極的に制限する一連の政策を導入した。これは、単にセキュラリズムを強化しながら近代化を進めただけでなく、ある意味で反宗教的な性格を持っていたとも言うことができる。そこでブルギバは、保守的なムスリム層からの反発を避けるため、公的領域におけるイスラーム教の役割を緻密かつ段階的に制約していった (Esposito & Voll 2001)。

彼の政策の一例として、ラマダン中の断食の免除や公共施設でのヒジャーブ着用の禁止が挙げられる。これらは伝統的なイスラーム教の教えと直接的に衝突する。これにより、ブルギバは宗教的な価値観や社会的慣習を公的領域から排除しようと試みた。ブルギバはまた、その政策の実施を支えるために、反対派や過激な宗教的思想を持つ者を投獄するという厳格な措置を取ることも避けなかった。このため、彼の治世は、宗教的自由の制限や反宗教的な政策として批判される一方、近代化や西洋化を推進するリーダーとしての業績も評価されている。総じて、ブルギバのセキュラリズム政策は、単なる政治と宗教の分離を超え、公的領域における宗教の制約や抑制を通して社会的変革を試みたという点において、他のアラブ諸国やイスラーム圏の国々とは一線を画している。

ビンアリーは、ブルギバの路線を継承し、さらにチュニジアのセキュラリゼーションを強化した。この方針は、イスラーム復興の動きから生まれつつある勢力に対する抑圧の形として現れた (Dell'Aguzzo & Sigillò 2017)。

2010年の革命の後、チュニジアのアンナハダ党は、2014年の憲法制定委員会においてイスラーム主義とは異なるイデオロギーを採用した (Netterstrøm 2015)。Grewal (2020) によれば、その背景として、多くのイスラーム主義者がセキュラーな国で生活する経験を有しており、それがセキュラリズムの有用性を認識させたと言われる。

しかしこの点において、エジプトとの比較は興味深い。エジプトでも多くのイスラーム主義者がセキュラーな国で生活する経験があるにもかかわらず、彼らは依然として厳格な宗教的立場を維持しており、イスラーム勢力の構造には矛盾が見受けられるため、この理由での説明は不十分である。これについては、「インクルージョン・モデレーション (inclusion moderation) 説」 (Tepe 2019) を適用することで説明が可能である。この理論によれば、原理主義的思考を持つ勢力は、他勢力との選挙競争の文脈において、そのラディカルな主張を緩和し、より中庸の立場をとる傾向があるとされる。チュニジアの事例を見ると、イスラーム政党アンナハダは、セキュラーな勢力との競合時に、シャリーアへの固執を避け、中立的な立場を強調するような発言を行った。これは「インクルージョン・モデレーション説」が示唆する動きと一致する。

しかし、エジプトのケースにはこの説の適用は難しい。サダト大統領の時期には神への回帰を通じた勝利の可能性が強調され、ナセル時代に起きた第1次～第3次中東戦争の敗北は神へ

の背信に起因するとされた。サダト時代に勃発した第4次中東戦争のエジプトの報道における「勝利」も、イスラームの教義を守ることと深い関係があると位置付けられ、イスラーム勢力の存在感は増していった。ムバラク大統領は、この勢力を弾圧することは少なかったものの、彼の政策は一般的に宗教からの距離を保っていたと解釈される。そして、経済の不景気や失業率の上昇、公的制度の劣化などの社会的課題は宗教的教義の欠如によるものだと、長期にわたって宗教的レトリックが語られ続けた。

その結果、アラブの春の後の政治的変動の中でイスラーム勢力が政党として台頭した時には、政府は宗教から遠ざかっていた事実を強調し、イスラームの教義に従うことで全ての問題を解決できると主張する傾向が見られた。このような観点から、エジプトとチュニジアのイスラーム勢力に対するインクルージョン・モデレーション説の適用には限界があると考えられる。

エジプトとチュニジアの宗教と政治の関係は、両国の歴史、政治的背景、そして社会的文脈に深く根ざしているが、両国におけるセキュラリズムとイスラーム主義は複雑な関係を築き上げてきた。ブルギバやサダトといった指導者たちの方針は、それぞれの国の宗教と政治の関係における動きや認識に大きな影響を与えてきたと言える。

### 3.3. セキュラリズムと宗教：対立の根源と抵抗の背景

セキュラリズムとイスラーム主義はしばしば相反する理念として捉えられがちであるが、その背後には多層的な理由がある。セキュラリストは、イスラーム主義者が権力を持つことでシャリーアが全面的に適用され、マイノリティーに対する排他的な環境が生まれると危惧しているが、他方、イスラーム主義者は、セキュラリズムが広まるとイスラームの教義や文化が脅かされ、道徳的退廃が進むと考え、時には誤報をも用いてセキュラリズムの拡大を抑制しようとする。

特にエジプトの事例を考慮に入れると、この対立はより複雑な構造を見せる。エジプトでは、イスラーム主義者とセキュラリズムを擁護する勢力との間に緊張が高まっている。イスラーム主義者は自らのアイデンティティーとイスラームの教えを守るため、セキュラリズムを排斥する姿勢を強める姿勢がしばしばみられる。

エジプトには宗教庁という行政組織があり、日常的に信者の行動を大きく左右する。宗教庁は強権な組織であり、職員は約15万人、2023年の国家予算では40億エジプトポンド（約190億5千万円に相当する金額）が当てられている<sup>8)</sup>。人々は日常の疑問や選択について宗教庁に

8) <https://www.youm7.com/story/2022/5/16/%D8%AF%D9%8A%D9%86%D9%8A%D8%A9-%D8%A7%D9%84%D9%86%D9%88%D8%A7%D8%A8-%D8%AA%D9%88%D8%A7%D9%81%D9%82-%D8%B9%D9%84%D9%89-%D9%85%D8%B4%D8%B1%D9%88%D8%B9-%D9%85%D9%88%D8%A7%D8%B2%D9%86%D8%A9-%D8%AC%D8%A7%D9%85%D8%B9%D8%A9-%D8%A7%D9%84%D8%A3%D8%B2%D9%87%D8%B1-%D9%84%D9%84%D8%B9%D8%A7%D9%85-%D8%A7%D9%84%D9%85%D8%A7%D9%84%D9%89/5763629>

宗教的な見解を求めることが多い。しかし、セキュラリズムの浸透は宗教的な権威の低下を意味し、それが宗教界の社会的および経済的地位に影響を及ぼす可能性もある。例えば、国家から予算削減など直接的な資源への影響も考えられる。イスラームにおける宗教指導者は、一般市民に宗教的な見解・助言を与える役割である。しかし、セキュラリズムに対する拒否感の背景にあるのは何なのだろうか。宗教的指導者の立場からは、宗教的権威とアイデンティティーに対して危機感を覚えるという視点が考えられる。なぜ数多くの一般市民はセキュラリズムの考え方を採用しないのか。この問題を解明するため、まず、宗教的指導者の視点から分析する。

アラブ世界において、一部の国民がセキュラリズムを拒否する理由は多岐にわたり、一概には言えない複雑な問題であるが、以下のような要素が影響を与えていると考える。

最も重要なのは、宗教的アイデンティティーの強調である。イスラームは生活の全面に干渉する包括的な宗教であり、その教えには政治、経済、社会制度にも関わる規定が多く含まれている。そのため、宗教を生活や政治などと分離することは宗教的アイデンティティーに対する脅威として見られると考えられる。

もう1つ考えられるのは、外圧に対する抵抗である。イスラーム圏には、西洋の植民地化や外国の影響が宗教と政治に分裂をもたらした歴史がある。このような歴史的な背景から、セキュラリズムは「外国からの強制的な価値観」であり、自身の文化や伝統に対する許せない干渉と考えられることも、1つの要因である。

3つ目は、社会的、文化的な要因である。一部のムスリムは、セキュラリズムで宗教を排除することは道徳的な崩壊や家庭の解体につながると考え、社会の安定に対する脅威の種として受け入れない人もいる。

4つ目は政治的な要因である。現代のアラブ世界において、政治家が宗教を政治的な文脈で利用する現象は頻繁に観察される。特に、宗教的な機関が社会的に強い影響力を持つ国々では、政治と宗教の分離は政治家にとって不都合であるケースが多い。この点を具体化する例として、特定の問題に対してシャリーアを基盤とした宗教的・倫理的な解釈を提供するという役割を果たしているヨルダンのファトワ委員会（ダーイラトゥル・ファトワ）を挙げることができる。2012年に発行されたあるファトワ（宗教的解釈）では、特定の状況下で政治的指導者が市民からの寄付を受け取ることが許容されると述べられた。このような宗教的な解釈は市民の意識や行動に影響を与える可能性が高く、それが政府による完全なセキュラリズムの実施への抵抗につながっている。この事例を通じて、アラブ世界において政治と宗教がどのように相互作用するか、またそれがなぜ完全なセキュラリズムの採用に障壁となるのかについての洞察が深まると考えられる。

最後に考えられる要因として、教育と情報が挙げられる。教科書では「セキュラリズムは政治と宗教の分離である」と説明されるものの、この認識は往々にして否定的な文脈で示される。現代のインターネット普及の背景のもとで、若者は容易に多様な情報源からセキュラリズムに

関する正確な知識を得ることが可能になっている。その一方、宗教的保守派による反セキュラリズムの誤報も広がっており、未経験者や初学者は矛盾した情報に触れ、何が真実なのかを判別することが難しくなることが考えられる。このような状況に対処するためには、主観性の影響を最小限に抑え、客観的かつ信頼性の高い情報の普及が求められ、それによって市民がより明確かつ根拠に基づいた判断を下すことが可能となり、社会全体の理解が深まるであろうと期待される。

以上、本節ではセキュラリズムに対する抵抗感の原因を探求し、宗教的、社会的、文化的、政治的要因に加え、教育と情報の側面も重要であることを明らかにした。これらの要因が複雑に絡み合い、セキュラリズムに対する様々な反応や認識を生み出すことになっていると考えられる。

セキュラリズムの拡大に対する意見は個人の自由であるはずにもかかわらず、それを懸命に阻止しようとする宗教関係者の意図の背景には、権力及び存在の希薄化をできるだけ避けようとしていることが垣間見える。

#### 4. シャリーア、セキュラリズム、法

アラブ世界におけるセキュラリズムの推進は、シャリーアの全面的な施行への疑念として解釈されることがある。シャリーアの実施がセキュラリズムの展開に反する動きとされる背景を踏まえ、本章ではシャリーアをめぐる潜在的な人権問題に焦点を当てて考察する。

##### 4.1. 結婚の自由と相続権：シャリーアの視点から

アラブ世界の多くの国々では、結婚や相続に関する手続きは宗教的規範に基づいて行われる。この状況がもたらす社会的問題について本節で考察する。アラブ世界では、男性は啓示宗教に属する女性との結婚が許可されているのに対し、女性はムスリムの男性とのみ結婚することが許されている。この規範の背景には、結婚を通じて生まれる子供が父の信仰を継承するという慣習がある。この慣習はイスラームが成立した初期に信者数の増加を目指す戦略として採用されたものであるが、現代の21世紀においてもこのような制約を女性に対して継続的に課していることは真の平等と人権の観点から適切であるのか、問題として位置付けられる。エジプトでは、キリスト教の一派であるコプト教徒が人口の約15%を占めるが、イスラーム教徒とキリスト教徒の間で結婚することは難しく、特に女性がムスリムである場合は事実上結婚がほぼ不可能であるという問題が浮かび上がる。

この制度的な不平等は、離婚に関しても顕著である。例えば、男性が単純に「ターレク（離婚だ）」と発言するだけで、女性の意志に反して離婚が成立する。一方、女性が離婚を望む場合には男性の許可が必須とされている。このような宗教的規範に基づく制度は明らかにジェン

ダーの不平等を生み出しており、現代では人権問題として評価されるべきである。このようなジェンダーの不平等を緩和する試みとして、エジプトでは2000年に第一法20条に基づいて「フルウ（脱婚）」法が制定された。フルウ法は、女性が離婚に際して所有権や経済的権利を全て放棄することで、男性の許可なしに離婚が可能となる制度である。この法的措置は一見前進に見えるが、実際には女性が多くの権利を放棄しなければならないという点で、根本的な不平等を解消しているわけではない。それどころか、このような制度が存在すること自体が、既存のジェンダー不平等を暗黙のうちに是認しているとも言える。しかし、2018年のエジプトの統計局のデータによると、離婚の85%がフルウを通じて成立している。これは、フルウ法が社会的にどれだけの影響を持っているかを示す指標とも言える。多くの女性が権利放棄という選択を取る背景には、女性の社会的地位や文化的、宗教的背景、経済的事情など複雑な要因が絡み合っている可能性がある。フルウを通じた高い離婚率は、現代のエジプト社会において、伝統的な価値観と女性の権利の間での葛藤を如実に示しているとも解釈できる。

最後に、相続権について検討する。シャリーアに基づく相続制度では、兄弟間の相続において、男性は女性の2倍の遺産を受け取ることとされている。具体的には、もし兄と妹が遺産を相続する場面が生じた場合、兄は妹に比べて2倍の遺産の権利を有する。この相続の制度は、男性が家庭の主要な経済的責任者であるという伝統的な観点から生まれたものである。しかし、現代社会で女性の経済的役割が増大していることを考慮すると、このような伝統的な制度に疑問が持たれることも少なくない。特に、女性の社会参加が進んでいる現代、男女平等の観点からこのような相続制度が適切であるかどうかの議論は、多くの国や地域で活発に行われている。

このように、シャリーアの伝統的な規定と現代の価値観との間での対立や摩擦は、多くのアラブ諸国において重要な議論の焦点となっている。

#### 4.2. 冒涇罪：適応事例を踏まえた分析

冒涇の定義や罪の認識は、各国の法律や社会的価値観によって大きく異なる。基本的な人権として尊重される自由な発言が冒涇という悪徳と衝突する場合、複雑な問題や課題が生じる。ワシントンDCのThe Tahrir Institute for Middle East Policyの2021年報告によれば、宗教的冒涇の罪による起訴はアラブ諸国で顕著に見られる現象となっている。具体的には、2020年にエジプトで約21人、チュニジアでおよそ5人、モロッコでは数人がこの罪で問われた。また、アルジェリアの状況に注目すると、2016年から2018年の間に、320人という驚くべき人数が同罪で起訴されている。このデータは、中東・北アフリカ地域において「宗教の侮辱」に対する法的制裁が厳格であることを示していると同時に、各国で「宗教の侮辱」に対する法的制裁の厳格さや適用の仕方が異なることを示唆している。国ごとの宗教、文化、社会、政治的背景の影響をさらに詳細に調査することが必要である。以下では、特にエジプトの冒涇法に焦点を当て、その背景や適用の実態について考察する。

1981年、カイロのEl Zawya El Hamra地区における宗教的緊張が高まる中、エジプトの刑法は修正され、「宗教の侮辱」が禁止される条項が導入された。「宗教冒瀆」は、刑法の第二編の第二章に記述されており、「国家安全に対する犯罪」という名目に当たる。第98条では、宗教を利用して言葉、書物、またはその他の手段で極端な考えを広めたり勧めたりする行為、また啓示宗教やその信者を侮辱や軽蔑する、または国家の統一や社会的平和に害を及ぼし、不和を引き起こす意図がある場合、最低6か月から最高5年の懲役刑、または最低500エジプトポンドから最高1000エジプトポンドの罰金に処されると規定されている。

この法的変更は宗教的マイノリティーの権益を保護する意図が背景にあると述べられているが、多くの学者や市民にはこの法律は現在の状況において乱用されていると受け止められている。なぜなら、本条項は主としてイスラーム教に対する冒瀆とされる行為に対してのみ適用される形となっているためである。この偏向的な適用においては、法の公平性や普遍性に関する疑問が浮かび上がる。ここでは2つの問題点を挙げよう。1つ目は、冒瀆法がすべての宗教に対して平等に適用されているのではなく、特にイスラーム教、そのうちのスンニー派への冒瀆を厳しく取り締まる傾向が顕著であることである。この法の制定時は宗教的マイノリティーの保護を目的としていたが、時が経つにつれ、マジョリティーの信仰を非難・批判する行為を封じる目的で使用されるようになってきた。この変化は、法の初心や原意からの逸脱を示していると捉えることができる。このような偏った法執行は不公平感を生み出し、社会的差別や偏見につながる可能性がある。

2つ目は、法の適用の一貫性と適用される範囲の問題である。人によって適用基準や対応が無差別に行われる傾向があり、その人の背景、社会的地位、影響力に関係なく異なる対応が取られている。このような対応は法の公平性や正義という基本的な原則に反するものであり、法に対する国民の信頼性を低下させることにつながる。

冒瀆罪の制定以降、多くの事例がこの法の下で訴追されてきた。以下、その中でも特に公共の注目を集めた著名なケースを取り上げ、冒瀆法の運用の実態とその社会的・文化的背景について詳述する。

1990年、ファラグ・フォーダの著書『いるかないか』は、アズハル大学の判断により販売が禁止された。彼は背教者との烙印を押され、彼の殺害が宗教的に許容されるという立場が示された<sup>9)</sup> (Soage 2007)。

1990年、作家のアラー・ハーメドは、著書“A distance in a man’s mind”により背教を推奨しているとの罪で告発された (Murphy 1990)。この問題は作家本人にとどまらず、該当書籍を手掛けた主要出版社も同様の罪状で告発された。裁判の結果、ハーメドには8年の刑が宣告

---

9) この見解は実際の行動として具現化され、フォーダは過激派により暗殺された。その後、実行した過激派組織は、彼らの行為はアズハルの宗教的解説に従ったものだと主張した。

されたが、数カ月で解放された。1997年、『ベッド』という小説の出版によって再び宗教的冒涇の罪でアズハル組織に告発された。

1992年、ナスル・アブゼイドは教授職の昇進に向けた研究業績を提出した際、その論文における反過激派の記述が背教であるとの非難を浴びることとなった。過激派組織はアブゼイドの暗殺を公的に呼びかけるだけでなく、彼の妻への離婚をも要求した。この要求は、シャリーア上、ムスリムの女性は非ムスリムの男性と結婚することが禁じられているためである (Abou El-Magd 2000)。アブゼイドの事件は、第三者が夫婦間の離婚を公的に求めるという点で、前例のない特異性から学術的な注目を集めている。

2001年、作家のサラッディーン・モフセンは宗教的冒涇の罪で3年の判決を受けた。さらに、彼の全ての著書の販売が禁止されるという措置が取られた。モフセンの著書は、セキュラリズムの推進的な内容から問題視されたと考えられる。この事例は、セキュラリズムと宗教的規範がどのように衝突するかについて重要な示唆を示す。

2008年、クルアーン主義者 (クルアニスト)<sup>10)</sup> のレダ・アブドッラハマーは政治的・宗教的改革を提唱した結果、イスラームに対する冒涇の疑いで逮捕された (米国際宗教自由委員会 2009年年度報告)。これは、伝統的な教義とは異なる見解をもたらし、公的な非難を招いた宗教的正統性と新解釈の緊張を示したケースである。

2012年、イスラーム同胞団出身のムハンマド・ムルシー大統領のもと、7人のキリスト教徒が預言者・ムハンマドを冒涇する映画への出演を理由に死刑判決を受けた<sup>11)</sup>。エジプトの法律には、宗教的冒涇に対して死刑を科す規定は存在しない。一般的には、最も重い場合でも懲役5年が上限であるが、ムルシー前大統領時代の政権は宗教的色彩が強く、その背景を受けて、このような異例の判決が下されたと考えられる。この事件は、罪と刑の不均衡さから、ムルシー政権に対して反発や議論を引き起こした。

2015年、著名なイスラーム研究者でありテレビ司会者でもあるイスラーム・ベヘイリーが宗教的冒涇の罪でエジプトの法廷に告発されたことが大きなニュースになった。彼の現代的なイスラーム解釈は多くの支持を集めていたが、伝統的な立場を取るアズハル大学からの批判を受けていた。判決は5年から1年に減刑されたが、エジプトにおける宗教的議論の自由や表現の自由への懸念を高めた。この事件は、イスラーム世界における宗教改革と伝統との緊張関係を示している。

これまで述べた事例から、宗教を批判的にとらえる立場や改革的思想を持つ人が宗教的冒涇の罪で告発されることが明らかであるが、一方で、同様の立場や思想を持っているにもかかわらず

---

10) クルアーン主義とはクルアーンのみを信仰し行動規範とする思想であり、ハディースや他の伝承を信奉するスンニー派などとは異なる立場を取る改革派である。この立場は、ハディースの信頼性やその解釈を批判し、しばしばその信憑性を疑問視する (Musa 2010)。

11) ザ・ガーディアン (2012年11月28日) でも話題になった。

らず告発されない事例もある。このような不均一な適応は、エジプトの法制度の公平性及び一貫性を疑問視させる。宗教的な議論や表現の自由に関する問題は、法学及び社会学の研究分野で検討する有意義な研究課題として考えるべきなのではないだろうか。

## 5. 結び

本稿では、アラブ世界、特にエジプトとチュニジアを中心に、セキュラリズムの実現に伴う宗教との結びつき、セキュラリズムの進展とその限界、さらに国家と宗教の関係性、そしてセキュラリズムの展開を制約する法律とそれに伴う人権問題について論述し、アラブの春と宗教的動き、そしてセキュラリズムと宗教の対立について考察した。

社会、特にマイノリティーが存在する社会で多様性を受け入れ、全市民が宗教的背景や信念にかかわらず平等な権利を享受するためには、宗教を公的領域から排除し、私的領域に限定することが必要であると主張する。

アラブの春は、政治的な変革の要請を露呈させただけでなく、社会的・思想的変革の重要性も強調した。特に、ラディカルな思考が定着している社会では、新しいパラダイムの形成や多様な価値観の受容が不可欠であると言える。この変革を実現するためには、教育レベル、メディアレベル、市民レベル、行政レベルなど、多岐にわたる取り組みが必要だと考える。

- (1) 教育レベルでは、マイノリティーへの偏見やいじめを防ぐために、子供たちに社会の多様性についての理解を深めさせることが必要である。具体的には、教科書でさまざまな宗教や文化的背景を持つ人物（キリスト教徒、ユダヤ教徒など）を取り上げることで、共存の重要性を強調する。さらに、宗教的な制約から芸術がタブー視されていた背景を踏まえ、学校での芸術科目を強化し、子供たちに芸術や美術への価値観や感受性を培わせる取り組みも効果的だと考えられる。
- (2) メディアレベルでもいくつかの取り組みが考えられる。国民の意識や価値観を変えるための真の社会変革の基盤として、特にセキュラリズムと宗教主義が交錯する社会では、セキュラリズムと宗教の共存の可能性に関する情報を広める活動が求められる。メディアでの発言もある程度自由にさせなくてはならず、言論の自由も必須であるが、それと同時にこれまでのラディカルな宗教的レトリックとは異なる宗教的思考・言説の刷新を徹底して行う必要がある。
- (3) 言論の自由に関連して、市民間の対話の促進も欠かせない。異なる意見や批判に対して、感情や信念を前面に出すのではなく、論理や証拠に基づいて反論を行うことが求められる。対話やディベートを通じて、論理的な応答を行いながら相互理解を深めることが重要である。さらに、対話を通じて様々な考えや価値観に触れることで、祖先から受け継いだ宗教

や信念を再評価し、現代社会に適応した新たな知識や視点を獲得する可能性が拓ける。

- (4) 行政レベルでは、「国家の宗教」の言及や、国民 ID の宗教記載の排除、さらには宗教の選択の自由化など、法律や憲法の改正が必要とされる。宗教的レトリックの見直しに加えて、新しい解釈や思考の導入も求められる。これらの変革を多方面から、段階的かつ適切なペースで進めることにより、これらの改革は社会でよりスムーズに受け入れられると考えられる。

上記の取り組みが速やかに結果をもたらすとは限らないものの、長期的な視点で、以下のような効果や変化が期待できる。

- (1) セキュラリズムに対する誤解の解消：アラビア語で「セキュラリズム（アルマーニヤ）」と聞くと多くの人々が不快な印象を持つことがしばしばあるが、これはイスラーム主義者による誤情報や偏見が広まっているためと考えられる。しかし、メディアの報道だけでなく、宗教を公的領域から私的領域へ実際に移動させても信仰の自由が確保されているという事実を直接に経験することで、セキュラリズムが宗教的道德違反ではないという認識が広がると考えられる。このような経験を通じて、セキュラリズムに対する社会的な理解が深まれば、その概念に対する抵抗感も少なくなると思われる。
- (2) 信仰の自由の実現：憲法には信仰の自由に関する記述が存在するものの、現実には不平等や差別が存在し、場合によっては暴力を伴う事態も報告されている。しかし、上述の取り組みを実施することで、真の信仰の自由へと一歩ずつ進んでいくとの見解を持つことができる。異なる宗教や信仰を持つ他者が平等に尊重し合い、対立することなく社会に共存することが期待できる。
- (3) 過激派の出現の抑制：セキュラリズムの導入と普及は、宗教的過激派の出現を抑制することにつながると考えられる。宗教的組織が人権を侵害するような呼びかけをする力が弱体化し、社会的にも受け入れにくくなり、それに基づく犯罪や過激な行動を妨げる役割を果たすと考えられる。

セキュラリズムの導入に当たり、各地域の文化や宗教的背景を尊重し、地域社会の声に耳を傾けるアプローチは理想的であるものの、ほとんどのアラブ諸国の特性及び実情を考慮すると、トップダウンの方針が積極的に実現しやすいとも考えられる。アラブ世界にはしばしば独裁的・中央集権的な政治形態が存在し、このような環境下ではトップダウンのアプローチが実効性を持つ可能性が高いが、その採用には慎重であるべきである。特に、政府と市民の間の対立や不信感、社会の分断リスクを回避するためには、知識人やメディアとの連携が不可欠である。また、穏健派の宗教指導者の協力を得ることにより、セキュラリズムの普及をより効果的に進

めることができると考えられる。このような取り組みを通じて、社会のさまざまな構成要素が共存できる環境を築くことが可能となると思われる。

#### 【参考文献】

##### 日本語文献

- オーウェン, ロジャー (2015) 『現代中東の国家・権力・政治』 (山尾大・溝渕正季訳) 明石書店.
- 浜中新吾 (2019) 「イスラーム主義政党支持者の『穏健化』——包摂・穏健化仮説の検証」高岡豊・溝渕正季 (編) 『「アラブの春」以後のイスラーム主義運動』 ミネルヴァ書房.
- 橋本和子 (2012) 「ジャスミン革命後のチュニジア」『季刊 政策・経営研究』 Vol. 1. 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング.

##### 英語文献

- Agrama, Hussein Ali. 2010. Secularism, Sovereignty, Indeterminacy: Is Egypt a Secular or a Religious State? *Comparative Studies in Society and History*. 52(3). 495-523.
- Alexander, Christopher. 2010. *Tunisia: Stability and Reform in the Modern Maghreb*. Routledge.
- Ayubi, Nazih N. 2009. *Over-stating the Arab State: Politics and Society in the Middle East*. I.B. Tauris.
- Brown L, Carl. 2001. Bourguiba and Bourguibism Revisited: Reflections and Interpretation. *Middle East Journal*. 55(1). 43-57.
- Dell'Aguzzo, Loretta. Ester, Sigillò. 2017. Political Legitimacy and Variations in State-religion Relations in Tunisia. *The Journal of North African Studies*. 22(4), 511-535.
- Esposito, John L. Voll, John O. 2001. *Makers of Contemporary Islam*. Oxford University Press.
- Grewal, Sharan. 2020. From Islamists to Muslim Democrats: The Case of Tunisia's Ennahda. *American Political Science Review*. 114(2). 519-535.
- Kepel, Gilles. 2003. *Jihad: The Trail of Political Islam*. Belknap Press.
- Netterstrøm, Kasper. 2015. After the Arab Spring: The Islamists' Compromise in Tunisia. *Journal of Democracy*. 26(4). 110-24. Johns Hopkins University Press.
- Safwan M, Masri. Anderson, Lisa. 2017. *Tunisia: An Arab Anomaly*. Columbia University Press.
- Soage, Ana Belén. 2007. Faraj Fawda, or the Cost of Freedom of Expression. *International Journal of Middle East Studies*. 11(2). 26-33. The Gloria Center.
- オンライン資料
- Abou El-Magd, Nadia. 2000. "When the professor can't teach". Al-Ahram Weekly On-line. June 15-21, 2000. Issue No. 486. (Retrieved September 22, 2023. <https://web.archive.org/web/20090716051140/http://weekly.ahram.org.eg/2000/486/eg6.htm>)
- Annual Report of the United States Commission on International Religious Freedom. 2009. (Retrieved September 22, 2023. <https://web.archive.org/web/20090508193840/http://www.uscirf.gov/images/AR2009/egypt.pdf>)
- Ishak Ibrahim, 2021. ازدراء الأديان في شمال أفريقيا: قمع للأقليات واحتكار رسمي لتفسير الدين. The Tahrir Institution for Middle East Policy. (Retrieved September 22, 2023. <https://timep.org/post-arabic/>)
- Kim Murphy, 1990. "A Matter of Censorship". Los Angeles Times. (Retrieved September 22, 2023. <https://www.latimes.com/archives/la-xpm-1990-05-07-vw-246-story.html>)
- Musa, Aisha Y. 2010. *The Qur'anists. Religion Compass*. 4(1). 12-21. (Retrieved September 22, 2023. <https://>)

compass.onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1111/j.1749-8171.2009.00189.x)

The Guardian. Innocence of Muslims participants sentenced to death in Egypt. November 28, 2012. (Retrieved September 22, 2023. <https://www.theguardian.com/world/2012/nov/28/innocence-of-muslims-death-sentence>)

アラビア語の文献

شريف يونس 2005 الزحف المقدس. دار التنوير للطباعة والنشر.